

【用語】積穀―穀物をたくわえること 五穀―人が常食とする穀類
社日―春分・秋分に最も近い戊の日のこと 小前―一般の本百姓 主
意―主君の意志 窮民―困窮する農民 露命―露のようにはかない命
五穀の冥加―五穀のおかげ、たすけ 加護―神仏が力を加えて護るこ
と 産神―産土神、氏神、鎮守の神 冥慮―人の目に見えない神仏の
心 荒増―あらし、ここでは一部始終 日待―近所の者が集まり、
寝ずに日の出を待つて拜むこと 執法―ここでは社倉制度

【解説】社倉とは、飢饉の対策あるいは生活に行き詰まった人々への
貸与を目的として、穀物を農民から供出させて蓄えておく貯蔵倉やそ
の運用制度のことである。これは山崎闇斎あんさいの「朱子社倉法」によつて
関心が高まり、明暦元年（一六五五）に会津藩の保科正之が実施したの
が最初とされ、岡山・広島・松代藩など各地で定められた。前橋藩で
も酒井忠孝ちかかの時、すなわち貞享二年（一六八五）関東の諸藩に先がけて
社倉法を制定した。規定によると領民一人が麦五合ずつ、麦のとれな
い所では一七文、または粃を毎年五月末までに納め、それを翌年の三
月あるいは四月に貸し出すというしくみであった。

この文書は、寛政十年（一七九八）六月、川越藩前橋郡奉行所が布告
したものである。すでに川越藩は寛政二年に幕府の政策にそつて社倉
制度を発足させていた。この制度の目的は、平生から蓄えていた粃な
どを飢饉の際に困窮した農民に配布することであり、また春先に食糧
が不足した際には農民に貸与し、貧しい人々の生活を守ることにあつ
た。しかし、社倉制度はあまり進展しなかつたらしく、再び今回の布
告がなされたのである。さらに天保五年（一八三四）にも藩当局は、こ
の制度の再興に取り組んだ。なお、天保十三年、勢多郡上泉村（前橋市）
では、村民一年分にあたる食糧を七〇年間にわたつて備蓄する計画を
立てている。